

豊田市土壌汚染対策法施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)、土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)及び土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)の施行に関する事項を定めるものとする。

(土地所有者等への通知)

第2条 法第3条第2項の規定に基づく通知書は、土地所有者等通知書(様式第1)によるものとする。

(土壌汚染状況調査報告書の提出)

第3条 法第3条第3項の規定に基づく土壌汚染状況調査報告書の提出の命令は、調査命令書(様式第2)によるものとする。

2 法第4条第1項の規定に基づく土壌汚染状況調査報告書の提出の命令は、調査命令書(様式第3)によるものとする。

(確認の通知)

第4条 法第3条第1項ただし書の規定に基づく確認の通知は、確認通知書(様式第4)によるものとする。

(土地の利用状況の報告)

第5条 法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けた土地の所有者等は、毎年4月30日までに、同月1日現在の当該土地の利用状況を土地利用状況報告書(様式第5)により報告しなければならない。

(確認取消しの通知)

第6条 法第3条第1項ただし書の確認をした土地に係る省令第12条第5項ただし書の規定に基づく確認の取消しの通知は、確認取消通知書(様式第6)によるものとする。

(報告期限の延長の申請)

第7条 法第3条第1項本文の報告の期限に係る省令第1条第2項ただし書の規定に基づく期限延長の申請は、報告期限延長申請書(様式第7)によるものとする。

(措置の命令)

第8条 法第7条第1項又は第2項の規定に基づく汚染の除去等の措置の命令は、措置命令書(様式第8)によるものとする。

(計画変更の命令)

第9条 法第9条第4項の規定に基づく土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令は、計画変更命令書(様式第9)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年 2 月15日から施行する。

この要綱は、平成17年 12 月 1 日から施行する。